

公立大学法人京都市立芸術大学理事長選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年5月10日一部改正)

(令和4年7月20日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第10条第3項の規定に基づき、理事長選考会議が行う京都市立芸術大学（以下「大学」という。）の学長となる公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考及び解任に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 理事長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長を選考する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠けたとき。

2 理事長選考会議は、前項第1号に該当する場合は任期満了の7月以前に、前項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに、理事長選考の手続を開始しなければならない。

(選考開始の公示)

第3条 理事長選考会議は、理事長選考の手続を開始するときは、選考日程その他理事長選考に関し必要な事項について公示する。

(理事長候補者の資格)

第4条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(理事長候補者)

第5条 理事長選考会議は、第3条に規定する公示を行ったときは、理事長候補者の推薦を受け付けるものとする。

2 前項の推薦は、推薦資格者5人以上の連署によるものとし、本人の承諾書を必要とする。

3 推薦資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 役員（監事を除く。）

(2) 常勤の教職員（臨時職員を除く。）

- 4 第2項の連署には、役員（監事を除く。）、経営審議会委員及び教育研究審議会委員のいずれかが紹介委員として署名しなければならない。
- 5 推薦資格者は、理事長候補者1人に限り推薦を行うことができる。
- 6 理事長選考会議の委員は、推薦資格者となることができない。
- 7 法人の役員又は職員以外の者（以下「学外者」という。）の推薦があった場合は、理事長選考会議は当該学外者の理事長候補者としての採否を決定する。
- 8 前項の決定に当たっては、理事長選考会議は調査委員会を設置し、当該学外者について調査させることができる。
- 9 前項の調査委員会について必要な事項は、別に定める。

（所信の表明）

第6条 理事長候補者は、理事長選考会議が定める方法により、所信の表明を行わなければならない。

（意向投票）

第7条 理事長選考会議は、学内の意向を調査するため、理事長候補者について、投票資格を有する者（以下「意向投票権者」という。）による投票（以下「意向投票」という。）を行わせる。

- 2 意向投票権者は、第3条に規定する公示の日に在職する第5条第3項各号に掲げる者とする。ただし、休職又は停職中の者を除く。
- 3 意向投票権者が、意向投票の日までにその身分を失ったとき、又は休職若しくは停職となったときは、その資格を失う。
- 4 意向投票は、期日前投票を行うことができる。ただし、不在者投票及び代理投票は認めない。
- 5 意向投票は、単記無記名投票とする。
- 6 意向投票の結果、有効投票数の過半数を得た候補者を当選者とする。有効投票数の過半数を得た候補者がいない場合は、上位2位までの者による決選投票を行い、有効投票数の過半数を得た候補者を当選者とする。
- 7 前項の決選投票において得票同数の場合は、その投票を繰り返す。
- 8 意向投票は、意向投票権者の3分の2以上の投票が無ければ無効とする。この場合においては、理事長選考会議が定める日に改めて意向投票を行う。

- 9 理事長候補者が1人の場合は、意向投票を信任投票として行う。
- 10 信任投票は、意向投票権者の3分の2以上の投票においてこれを有効とし、投票総数の過半数を得た場合に当選者とする。
- 11 信任投票が無効となった場合及び信任投票において理事長候補者が投票総数の過半数を得られなかった場合は、速やかに第5条第1項に規定する理事長候補者の推薦の受付を再度実施する。

(理事長予定者)

第8条 理事長選考会議は、当選者について選考し、理事長予定者を決定する。ただし、理事長予定者としてふさわしくないと認めた場合は、速やかに第5条第1項に規定する理事長候補者の推薦の受付を再度実施する。

(解任の請求)

第9条 理事長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には理事長の解任について審議を行わなければならない。

- (1) 市長が、理事長が地方独立行政法人法第17条第2項又は第3項の規定に該当するに至ったと認め、当該理事長の解任について理事長選考会議に付すよう理事長選考会議の議長に依頼があったとき。
- (2) 理事長選考会議が第11条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると認めたとき。
- (3) 経営審議会又は教育研究審議会のいずれかにおいて、理事長の解任請求を構成員の3分の2以上で議決し、理事長選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。
- (4) 意向投票権者の過半数に当たる者が、理事長選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。

(解任意向投票)

第10条 理事長選考会議は、理事長の解任について審議するに当たり、理事長の解任の是非について学内の意向を調査するため、投票資格を有する者（以下「解任意向投票権者」という。）による投票（以下「解任意向投票」という。）を行わなければならない。

- 2 理事長選考会議は、解任意向投票を実施するに当たり、解任意向投票の日その他解任意向投票に関し必要な事項について公示する。
- 3 理事長選考会議は、解任意向投票を実施するに当たり、理事長に弁明の機会を与えな

なければならない。

- 4 解任意向投票権者は、前項の公示の日に在職する第5条第3項各号に掲げる者とする。
ただし、休職又は停職中の者を除く。
- 5 解任意向投票権者が、解任意向投票の日までにその身分を失ったとき、又は休職若しくは停職となったときは、その資格を失う。
- 6 解任意向投票は、期日前投票を行うことができる。ただし、不在者投票及び代理投票は認めない。
- 7 解任意向投票は、無記名投票とする。
- 8 解任意向投票は、解任意向投票権者の3分の2以上の投票が無ければ無効とする。この場合においては、理事長選考会議が定める日に改めて解任意向投票を行う。

(解任の申出)

第11条 理事長選考会議は、理事長の解任についての審議の結果、次の各号のいずれかに該当する場合に、市長に対して理事長の解任を申し出ることができる。

- (1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 理事長に職務上の義務違反があるとき。
- (3) 理事長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認められるとき。
- (4) その他理事長たるに適しないと認められるとき。

2 解任意向投票の結果、解任を是とする投票が投票総数の4分の3以上を占めた場合には、前項に規定する解任の申出を行うものとする。

(審議結果の報告)

第12条 理事長選考会議は、解任に関する審議の結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任に関し必要な事項は、理事長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月10日理事長決定)

この規程は、平成25年5月10日から施行する。

附 則（令和4年7月20日理事長決定）

この規程は、令和4年7月20日から施行する。